



JALグループ、国内線運賃の一部変更を届出

2018年9月21日

JALグループは「身体障がい者割引」「身体障がい者特別乗継割引」の一部変更を決定し、本日、国土交通省へ届出しました。

概要は以下のとおりです。

- (1) 予約開始日 : 2018年10月4日受付分以降
※2018年10月3日までの予約受付分については適用となりません
- (2) 対象運賃 : 「身体障がい者割引」「身体障がい者特別乗継割引」
- (3) 変更内容 : ①「精神障害者保健福祉手帳」への適用開始(等級に関わらず、本人および介護者1名まで適用)
②「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」については、種別に関わらず本人および介護者1名まで適用を拡大

以上

◇下記空港発着路線は、航空券ご購入の際に「旅客施設使用料」を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。

料金額(1区間あたり) ()は小児

羽田:290円(140円)、成田:440円(220円)、伊丹:260円(130円)、関西:430円(220円)、

新千歳:270円(140円)、仙台:230円(120円)、中部:310円(150円)、北九州100円(50円)